

事業継続力強化支援計画の変更に係る認定申請書

令和8年4月1日

東京都知事 殿

東京都西東京市南町五丁目6番18号  
商業ビル「ing」3F  
西東京商工会  
会長 平山 喜弘

東京都西東京市南町五丁目6番13号  
西東京市  
市長 池澤 隆史

令和8年3月4日付けで認定を受けた事業継続力強化支援計画について下記のとおり変更したいので、商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第6条第1項の規定に基づき認定を申請します。

記

1 変更事項

（別表2）事業継続力強化支援事業の実施体制  
（2）①法定経営指導員の氏名、連絡先

2 変更事項の内容

【変更前】 氏名：米原 慎二、井上 勲、村上 功  
連絡先：西東京商工会 TEL 042-461-4573

【変更後】 氏名：井上 勲、村上 功  
連絡先：西東京商工会 TEL 042-461-4573

【変更理由】 法定経営指導員である西東京商工会所属の米原 慎二氏が、令和8年4月1日付で他の商工会へ人事異動したため。

（備考）

- 申請者名は、事業継続力強化支援計画を共同して作成する全ての商工会又は商工会議所及び関係市町村の住所、名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 変更事項の内容については、変更前と変更後を対比して記載すること。
- 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

変更の認定を受けようとする計画に係る情報の提供及び助言を行う商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員の氏名：井上勲、村上功

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

1 現状

(1) 地域の災害リスク

1 震災【西東京市地域防災計画 概要版・地震火山編（ともに令和6年修正）】

東京都防災会議（以下「都防災会議」という。）は、平成3年には関東地震の再来を想定した被害想定、平成9年には、阪神・淡路大震災を踏まえ、直下地震による被害想定を公表してきた。その後、東京の都市構造が大きく変化したことや国が平成17年2月に首都直下地震の被害想定を公表したことなどから、「首都直下地震による東京の被害想定」を作成し、平成18年5月に都防災会議で決定した。

また、平成23年3月11日に発生した東日本大震災では、震源から遠く離れた東京においても、液状化や大量の帰宅困難者の発生といった被害が生じた。このため、客観的なデータや最新の科学的知見に基づき被害想定の見直しを行い、平成24年4月、「首都直下地震等による東京の被害想定」を都防災会議で決定した。さらに、国では平成26年3月に、防災・減災対策を重点的に実施する地域として「首都直下地震緊急対策区域」を指定しており、西東京市（以下、「市」という。）も同区域に含まれている。

令和4年5月、都は被害想定を約10年ぶりに見直し、「東京都の新たな被害想定～首都直下地震等による東京の被害想定～」が発表された。

この被害想定では、M7クラスの首都直下地震（発生確率：今後30年以内70%）として、都心南部直下地震及び多摩東部直下地震、M8～9クラスの海溝型地震（発生確率：今後30年以内70～80%）として、南海トラフ巨大地震等を検証している。

市における被害は、「多摩東部直下地震」において最大となる。発生する時間帯により推定される被害が変わるが、冬の夕方18時、風速8m/秒の環境下において最大化する予測となる。倒壊などによる建物被害は軽減されたが、市においては、震災時の火災被害が懸念される結果となっている。

西東京市における多摩東部直下地震の被害想定

区分	多摩東部直下地震
規模	M7.3
時期及び時刻	冬18時
風速	8m/秒
死者	101人
負傷者	1,112人
建物被害（全壊）	704棟
停電率	11.3%
断水率	20.3%
帰宅困難者	8,504人
出火件数	11件

出典：西東京市地域防災計画概要版(令和6年修正)抜粋

2 風水害（西東京市国土強靱化地域計画、西東京市浸水ハザードマップ（令和6年11月改訂））

東京地方（島しょ除く）の降水量は、年間に2つのピークがある。1つは梅雨時期の6月、もう1つは秋雨前線や台風の影響の出る9月を中心に出現する。また、この時期をはずさんで、雷雨や台風、前線などにより、狭い範囲に数時間にわたって強い雨が降り、100mmから数百mmの雨量をもたらす、いわゆる「集中豪雨」と呼ばれる大雨となることがある。

関東甲信地方（伊豆諸島や小笠原諸島を除く。）に接近する台風の平均個数（接近数）は、6月に0.2個、7月に0.4個、8月に0.8個、9月に1.2個、10月に0.7個となっている（平成3年から令和2年までの30年平均。出典：気象庁ホームページ「台風の平年値」

<https://www.data.jma.go.jp/yoho/typhoon/statistics/average/average.html>）。

市の気候は、武蔵野台地に位置し、標高差が少ないため、局地的な気候差は小さいが、都市化の進行により気温上昇傾向が見られる。夏は蒸し暑く湿度が高く、冬は寒く乾燥して晴天が多い「典型的な内陸型気候」で、令和5年の平均気温は17.3℃、降水量は年間1,253mmとなっている。

市における風水害は、台風や集中豪雨による外水氾濫により新川などの河川による浸水災害が複数回発生している。

令和元年10月12日の台風19号では、大雨特別警報が発表され、市でも床上・床下浸水などの被害が発生した。

市では、東京都が調査した浸水予想および水害被害の実績、東京都が指定した土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域をもとに、ハザードマップを作成し、これらの区域を公表している。西東京市国土強靱化地域計画では、このハザードマップに示された風水害および土砂災害の発生を、風水害の災害リスクとして想定している。

市のハザードマップは、想定している最大規模として、総雨量690mm、時間最大雨量153mmで作成している。それによると、外水・内水被害は市内各所で起こることが想定されており、土砂災害警戒区域が4か所、うち2か所が土砂災害特別警戒区域として指定されている。

3 感染症

新型コロナウイルス感染症に代表される未知のウイルスの感染拡大は、市においても多くの市民の生命及び健康に大きな影響を与える恐れがある。

(2) 商工業者の状況

- ・商工業者等数：4,400人
- ・小規模事業者数：3,169人
- ・商工業者の立地状況については、商業系の事業者は、駅及び集合住宅に隣接する場所に多い傾向があるものの、どの業種も市内全域に分散している。

産業大分類	西東京商工会	
	商工業者数	小規模事業者数
A 農業, 林業	4	4

B	漁業	0	0
C	鉱業, 採石業, 砂利採取業	0	0
D	建設業	466	435
E	製造業	138	125
F	電気・ガス・熱供給・水道業	1	1
G	情報通信業	107	76
H	運輸業, 郵便業	48	31
I	卸売業, 小売業	1,063	626
J	金融業, 保険業	61	42
K	不動産業, 物品賃貸業	490	476
L	学術研究, 専門・技術サービス業	272	239
M	宿泊業, 飲食サービス業	534	322
N	生活関連サービス業, 娯楽業	479	400
O	教育, 学習支援業	217	157
P	医療, 福祉	364	154
Q	複合サービス事業	22	8
R	サービス業(他に分類されないもの)	134	73
合 計		4,400	3,169

(令和3年経済センサスー活動調査による商工業者数、小規模事業者数)

### (3) これまでの取組

#### ①市の取組

- ・西東京市国土強靱化地域計画、西東京市地域防災計画の策定
- ・総合防災訓練、避難所設置訓練の実施
- ・防災講話の実施
- ・避難広場、避難所、広域避難場所等の指定
- ・西東京市浸水ハザードマップの作成
- ・防災備品の備蓄
- ・災害時の協力協定の締結
- ・メール配信サービス※の実施

※防災情報、防犯情報を登録した携帯電話やパソコンに電子メールで配信するサービス。  
防災情報では、避難所開設、気象警報などの情報を提供している。

#### ②西東京商工会（以下、「商工会」という。）の取組

- ・事業者BCPに関する国・東京都等の施策の周知
- ・全国商工会連合会が推奨する損害保険メニューの周知
- ・東京消防庁西東京消防署が実施する防災事業への協力
- ・市が実施する防災訓練への協力
- ・自然災害後の商工業者の被災状況の情報収集の取組

- ・自然災害後の商工業者の被災状況を市、東京都商工会連合会へ報告

## 2 課題

現状では商工会の緊急時の取組は、漠然的な記載となっており、協力体制の重要性についての具体的な体制やマニュアルがない。また、正規・非正規併せて職員が12名いるが、市内の在住者は1名しかおらず、出勤時でない時の対応に即応できるかどうかの課題がある。加えて、平時・緊急時の対応を推進するノウハウがある者が十分にいない。

さらに、商工会が推奨する保険・共済について、全ての内容を把握している職員が不足しているという課題がある。

また、アフターコロナ下のニューノーマルな感染症対策において、地区内小規模事業者に対し、引き続き予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出社させないルール作りや、今後予測される感染症拡大時に備えて、マスクや消毒液等の衛生品の備蓄のほか、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知することが必要となる。

## 3 目標

- ・地区内小規模事業者に対し災害等リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・発災時における連絡体制を円滑に行うため、商工会と市との間における被害情報報告ルートを構築する。
- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、また、感染症の国内感染拡大期、管内感染拡大期には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を通常時から構築する。

## ※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに東京都へ報告する。

### 事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

1 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和8年4月1日～令和13年3月31日）

2 事業継続力強化支援事業の内容

- ・商工会での役割分担・体制を整備し、市と連携して以下の事業を実施する。

（1）事前の対策

- ・自然災害発生時や感染症発生時に速やかな応急対策等に取り組めるようにする。

①小規模事業者に対する災害等リスクの周知

- ・巡回指導時等に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入、行政の支援策の活用等）について説明する。
- ・会報や市広報、ホームページ等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なものを含む。）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。

- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
- ・新型コロナウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・新型コロナウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

#### ②商工会自身の事業継続計画の作成（別添）

- ・令和7年10月に事業継続計画を作成済である。

#### ③関係団体等との連携

- ・事業継続計画策定に精通した損害保険会社に専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険の紹介等を実施する。
- ・感染症に関しては、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や傷害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。
- ・関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催。

#### ④フォローアップ

- ・小規模事業者の事業者BCP等取組状況を巡回・窓口相談時に確認する。
- ・（仮称）西東京市事業継続力強化支援協議会（構成員：商工会、市）を開催し、状況確認や改善点等について協議する。

#### ⑤当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（マグニチュード7、震度5強の地震）が発生したと仮定し、市との連絡ルートの確認等を行う（訓練は必要に応じて実施する）。

### （2）発災後の対策

- ・自然災害時における発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。その上で、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

#### 1 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後1時間以内に職員の安否報告を行う。  
SNS等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）等を把握し、商工会と市で共有する。
- ・国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い、うがい等の徹底を行う。
- ・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による

「緊急事態宣言」が出た場合は、市における感染症対策本部設置に基づき商工会による感染症対策を行う。

## 2 応急対策の方針決定

- ・商工会と市との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。また、豪雨等による被害が発生した場合、命の危険を感じると職員自身が判断した場合は、出勤せず商工会職員自身がまず安全確保を行い、警報解除後に出勤する。
- ・商工会職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・商工会は、大まかな被害状況を確認し、発災翌日までに情報共有する。

被害規模の目安は以下を想定

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"><li>・地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。</li><li>・地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。</li><li>・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。</li></ul>
被害がある	<ul style="list-style-type: none"><li>・地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。</li><li>・地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。</li></ul>
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none"><li>・目立った被害の情報がない</li></ul>

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

- ・本計画により、商工会と市は以下の間隔を目途に被害情報等を共有する。

発災直後～	速やかに情報を共有する
発災後～1週間	1日に1回以上共有する
2週間～1ヶ月	新たな事象が判明した時点で共有する
1ヶ月以降	適時共有する

## 3 発災時における指示命令系統・連絡体制

- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。具体的には別紙1「西東京市・西東京商工会発災時における指示命令系統・連絡体制」を策定する。
- ・二次被害を防止するため、被災地域への活動を行うことについて決める。
- ・商工会と市は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・商工会と市が共有した情報を、東京都の指定する方法にて、商工会及び市より東京都商工会連合会経由で東京都産業労働局商工部地域産業振興課及び調整課へ報告する。
- ・感染症流行の場合、国や東京都等からの情報や方針に基づき、商工会と市が共有した情

報を東京都の指定する方法にて商工会又は市より東京都へ報告する。

#### 4 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援

- ・相談窓口の開設方法について、西東京市と相談する。（商工会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や東京都、西東京市の施策）について地区内小規模事業者等へ周知する。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

#### 5 地区内小規模事業者に対する復興支援

- ・東京都の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を東京都等に相談する。

#### ※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに東京都へ報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和8年4月1日現在)

1 実施体制



2 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

1 当該経営指導員の氏名、連絡先

経営指導員 井上 勲、村上 功（連絡先は後述3①参照）

2 当該経営指導員による情報の提供及び助言（手段、頻度等）

※以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う。

- ・本計画の具体的な取組の企画や実行
- ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ（1年に1回以上）

3 商工会／関係市町村連絡先

1 商工会

西東京商工会

〒188-0012 東京都西東京市南町五丁目6番18号

TEL:042-461-4573 FAX:042-463-7311

E-mail: nishitokyo@shokokai-tokyo.or.jp

2 関係市町村

西東京市役所 生活文化スポーツ部 産業振興課 商工係

〒188-8666 東京都西東京市南町五丁目6番13号

TEL:042-420-2819 FAX:042-420-2893

E-mail: sangyou@city.nishitokyo.lg.jp

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに東京都へ報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
必要な資金の額	140	140	140	140	140
・ 専門家派遣費	30	30	30	30	30
・ 協議会運営費	10	10	10	10	10
・ セミナー開催費	50	50	50	50	50
・ チラシ等作製費	20	20	20	20	20
・ 防災、感染症対策費	20	20	20	20	20
・ 郵送費他事務費	10	10	10	10	10

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法

会費、東京都補助金、西東京市補助金、事業収入 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

